



平成30年 第5回総会

会 議 録

期日 平成30年5月29日

場所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第5回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成30年5月29日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	24	農地法第5条許可申請について
3	25	農用地利用集積計画の調整について
4	26	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
5	27	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
5月29日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義嗣	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進員

欠席委員 8番 天達 範隆

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	下山 健一
主幹兼農地係長	永江 靖博
農地係参事補	前原 光博

午前9時30分 開会

議長 平成30年第5回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。11番篠原正委員、12番俵積田正康委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は6件で、所有権の移転に関する申請が4件・使用貸借権の設定が2件です。

整理番号10号。

整理番号10号の申請地は鹿竜麓町〇〇番、畑、286㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、調理員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は通路及び家庭菜園です。

申請事由は、「隣接する住宅を購入する予定であり、申請地を家庭菜園及び通路として利用したいため。」とのことです。

計画内容は自家用車出入り用の通路と家庭菜園です。

整理番号10号の申請地は、3ページに掲載してあります。

南方神社から北東〇〇mに位置しています。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.9haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

計画面積は286㎡で問題のないものと思われます。

通路及び家庭菜園への転用にあたり、通路部分には既に砂利が敷設され、北側及び東側の農地境界には植栽が施してあります

続きまして、整理番号11号。

整理番号11号の申請地は岩崎町〇〇番、畑、325㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家に住んでいるので、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は5ページに掲載してあります。

潟山公民館から東側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は325㎡で問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を分筆し、一般住宅として、転用するものでありますが、北側及び西側農地境界には、40cmのブロック積みを施します。

建物は高さ5mの戸建て住宅であり、周囲農地から1.5m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号12号。

整理番号12号の申請地は若葉町253番1, 畑, 91㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 船員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「自宅に駐車スペースがないので、申請地を子供達及び親族の駐車場として、利用したいため。」とのことです。

計画内容は普通自動車5台分の駐車場です。

整理番号12号の申請地は、7ページに掲載してあります。

斎場・すい蓮から南側約〇〇mに位置しに位置しています。

農地の区分は第一種低層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は91㎡で問題のないものと思われます。

駐車場への転用にあたり、現況のまま整地を行い、地表面はコンクリート敷とし、境界には、ブロック積を施します。

また、構築物の設置もありません。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号13号。

整理番号13号の申請地は別府字大松迫〇〇番, 畑, 998㎡です。

譲受人は有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん, 鉱山業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, テニス指導員です。

転用目的は鉱山現場事務所敷地です。

申請事由は、「既存の現場事務所が急傾斜地による危険区域であることが判明したため、早急に移転する必要があることから、申請地を含めた土地に一体的に鉱山現場事務所を建設するため。」とのことです。

申請地は岩戸鉱山採掘現場の南側に位置しております。既存事務所の建物の建替え及び増設を計画しておりましたが、危険区域にあることが判明し、今回、事

務所を移転することから、隣接する宅地及び山林と一体で、平成31年3月までに、現場事務所を整備しようとするものです。なお、移転後の既存事務所は残石置場及び保全区域に利用することです。

計画内容は事務所1棟、倉庫1棟の建築、普通自動車16台及び10tトラック7台分の駐車場、沈砂池及び緑地帯、排水路の設置で、敷地総面積11,047㎡を整備するものであり、申請地は主に、沈砂池及び緑地帯となる予定です。

申請地の北側は宅地、西側は水路を隔てて山林、その他周囲は山林です。

整理番号13号の申請地は、9・10ページに掲載してあります。

板敷西町・岩戸牧場より北東約〇〇mに位置しております。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、現場周辺はがけ地で囲まれており、適地が見つからずにやむを得ず申請地を鉾山現場事務所敷地の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。計画面積は998㎡で問題のないものと思われま

す。鉾山現場事務所敷地への転用にあたり、沈砂池として3m程度の切土造成を行います。周囲には擁壁及び法面保護を設けます。

沈砂池及び緑地帯区画の整備であることから、工作物もなく、境界には防護柵を設置し、6m以上控えて整備します。

なお、10,000㎡以上の林地の開発造成にあたるため、県知事の許可が必要なことから、近々、許可見込みの方向で、県の担当部局と協議が整うとのことでありま

す。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号14号・15号。

申請人が同一であり、申請地が連続していることから、関連がありますので、一括して、ご説明申し上げます。

整理番号14号の申請地は板敷本町〇〇番、畑、321㎡、〇〇番、畑、146㎡、合計467㎡です。

借人は〇〇〇〇さん、銀行員です。

貸人は〇〇〇〇さん、無職・〇〇〇〇さん、無職です。

整理番号15号の申請地は板敷本町〇〇番、畑、133㎡です。

借人は整理番号14号と同一人です。

貸人は〇〇〇〇さん、無職です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の妻及び義理の父です。

二筆であった土地を五筆に分筆し、二筆を一般住宅、一筆を通路及び駐車場、残された農地は甘しょ畑として、利用するものであります。

整理番号14号の転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、妻及び義理の父の所有する土地を借

受け、申請地に自分の家を建てるため。」とのことです。

整理番号 15 号の転用目的は駐車場です。

申請事由は、「隣接する土地に住宅を建築する予定であり、義理の父の所有する土地を借受け、申請地を駐車場及び通路として利用するため。」とのことです。

計画内容は普通自動車 1 台・軽自動車 1 台分の駐車場です。

整理番号 14・15 号の申請地は、12・13 ページに掲載してあります。

板敷本町・板敷板金塗装工場から北西側〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は J R さつま板敷駅より〇〇m南側に位置しており、500m以内農地に該当するため第 2 種農地と判断します。

計画面積は 467 m²・133 m²とそれぞれ問題のないものと思われます。

整理番号 14 号の一般住宅への転用にあたり、分筆し、一般住宅として、利用されるものでありますが、西側の農地として残る境界にはブロック積みを施します。

なお、分筆して残された農地の通行については、申請地敷地よりおこなうことで、承諾を得ております。

北側及び南側の農地境界には、既存の石積に替え、新たに擁壁を施します。

建物は高さ 6 m の平屋であり、農地境界より 1.5m 以上控えて建築します。

整理番号 15 号の通路及び駐車場転用にあたり、造成は、現状のままで、整地後、地表面は、コンクリート張りにするとのことです。

北側及び南側の農地境界には、既存の擁壁が施してあります。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号10号から12号までの 3 件について、俵積田広昭委員お願いします

3 番（俵積田広昭委員）整理番号10号について報告いたします。

5月17日、事務局の前原さんと眞茅委員、有村委員と現地調査を行いました。申請地の位置説明は、事務局の説明のとおりです。

転用目的は、通路及び家庭菜園です。

南側は市道、西側と東側は住宅、北側は農地・樹園地です。

申請地は現状のままで利用する、周辺の農地の境には植樹がされており、申請地の土が流れて被害を及ぼす恐れはないと思います。

排水については、南側の市道側溝に流すとのことです。

また、入り口の通路の砂利が市道にまで流れていたもので、取り除くように指摘しました。

周辺の農地に被害の恐れはないため、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号11号について報告いたします。

これも、5月17日、事務局の前原さんと眞茅委員、有村委員と現地調査を行いました。

申請地の位置説明は、事務局の説明のとおりです。

転用目的は一般住宅です。

東側は市道、南側は山林、西側・北側は農地です。

申請地は一般住宅と転用されますが、残りの土地は農地として利用されます。境はブロックを積むとのことです。

申請地は現状のままで利用して、排水については東側市道側溝に流すとのことです。

また、生活用排水については、東側下水道に流すとのことです。

代替地の検討も行いましたが、見つからなかったとのことです。

被害防除計画も適正であり、周辺の畑に被害の恐れがないため、やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号12号について報告いたします。

これも、5月17日、事務局の前原さんと眞茅委員、桑原委員と現地調査を行いました。

申請地の位置説明は、事務局の説明のとおりです。

転用目的は駐車場です。

申請地は現状のままで利用し、表面はコンクリート舗装するとのことです。

周辺はブロック積みを施されており、周囲に農地がありません。

西側は市道、北・東・南は住宅です。

また、隣近所の同意も得ているとのことです。

被害防除計画も適正であり、排水も西側側溝に流すとのことです。

周辺に農地被害の恐れはないため、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上、報告を終わります。

議長 次に、整理番号13号から15号までの3件について、眞茅委員お願いします。

4番（眞茅委員）整理番号13号について説明いたします。

5月17日、事務局の前原さん、俵積田委員、桑原推進委員、申請人の宮内赤石鉱業所の責任者立会いのもと、現地調査を行いました。

場所については、事務局の説明のとおりです。

譲受人は、鉱山業で非農家です。

譲渡人は、以前養鶏農家で現在廃業しており、非農家です。

申請理由は、現在の事務所が崖で、危険地域のために事務所を移転新築し、倉庫・駐車場をつくるために譲渡人の土地、11,047㎡を一括購入し開発する予定で、その中に一部998㎡の畑が一筆存在していたとのことで、今回の申請になったとのことでした。

開発許可申請をおこなうつもりですが、そのためには沈砂地が必要と思われ、この地に沈砂地を設ける計画とのことでした。

深さは3mほど掘り下げるとのことです。

現況としましては、購入予定地の北・西・東側は譲受人の土地で、南側は高土手の上に茶畑、その隣は市道に面しております。

西側には側溝が設置されており、沈砂地よりの排水はこれを利用するとのことで、周辺には一部農地があるものの、日照通風については影響ないものと思われ、やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号14・15号は関連性があるために、一括報告をさせていただきます。

同じく、5月17日、事務局の前原さん、俵積田委員、俵積田推進委員と、申請人の代理人、恒吉行政書士の立会いのもと、聞き取り調査を行いました。

場所につきましては、事務局説明のとおりです。

現況は、板敷本町に位置する小集団の農地です。

転用目的は、整理番号14号は一般住宅、15号は通路、また駐車場です。

土地を分筆し、一般住宅・駐車場・残された農地は甘しょ畑として利用するものです。

14号は、北側・西側・南側は甘しょ畑、東側は現在15号申請地です。

西側の農地に残る境界にはブロックを積み、雨水土砂流入を防ぐ対策をすることです。

また、北側・南側には現在石積みが施されてありましたが、流出の恐れがあるために、北側はブロック積みをするとのことで、南側は農地への雨水土砂の流入を防止するために、擁壁を施すように指摘したところ。

なお、分筆して残された農地への乗り込みにつきましては、申請地敷地内より行うことで承諾を得ています。

建物は農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはなく、生活排水は合併浄化槽で処理後、東側の側溝に流す予定であるとのことです。

適切な防除計画、事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま。

また、15号は、北側は住宅、南側は農業用倉庫及び畑、西側は14号申請地、東側は市道です。

現状のまま整地し、コンクリート舗装をして、雨水については東側側溝へ放流し処理するとのことです。

そのほか適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農地法第5条許可申請の整理番号10号から15号までの6件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第3号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。
議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3号議案第25号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。
議案書の15ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。
整理番号64-1号から79-2号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外15名、
利用権設定をする者〇〇〇〇さん外35名で設定面積は田が1筆で1,138㎡、
畑が61筆で50,139㎡、樹園地が6筆で10,139㎡、合計61,416㎡です。

次に所有権移転です。議案書は17ページになります。

整理番号15号、譲渡人は桜山東町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は茅野町
にお住いの〇〇〇〇さん、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積
は、1,407㎡、価格は畝あたり〇〇円です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満
たしていると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号64の1号
から79号の2号まで、及び所有権移転の整理番号15号については、原案のとおり
承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第25号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画
を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第4号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に
ついてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 事務局日程第4号、議案第26号

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いた
します。

議案書の18ページからになります。

最初のページには、農業委員の状況としまして「農業の概要」「農業委員会の
現在の体制」が記載してあります。

次のページ「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、1の現状

及び課題として平成 29 年 3 月現在の数値を記載してあります。

農地面積 1,650 h a に対し、集積面積は 1,203.3 h a で集積率は 72.92%となっています。

2 の平成 29 年度の目標・実績につきましては目標面積 1,215 h a に対し、実績が 1,005.1 h a であり達成率は 82.72%となっています。

3, 4 につきましては活動実績と、その活動に対する評価を記載してありますのでお目通しください。

次のページ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について説明いたします。

1 の現状及び課題では、平成 26 年度から 28 年度までの新規参入状況を記載してあります。各年度ともそれぞれ 1 経営体の新規参入がありましたが、いずれも農地の取得は行われていません。これは、借入農地の耕作環境等が悪く、希望面積の確保が難しいと考えられ、今後の課題といたしました。

2 の平成 29 年度の目標・実績につきましては新規参入 1 経営体、取得面積 2 h a の目標に対し 2 経営体の参入と 1.7 h a の実績となりました。

3, 4 につきましては活動実績と、その活動に対する評価を記載してありますが 1 の課題でも説明いたしましたとおり、環境・条件の良い農地が少ないことから、これらの情報を地道に収集していくしかないものと考えています。

次のページ「遊休農地に関する措置」について

1 の現状及び課題としまして、管内農地面積 1,790.3 h a , そのうち遊休農地面積は 140.3 h a で全体の 7.84%となっています。課題は記載とおりです。

2 の平成 29 年度の目標及び実績につきましては目標面積 7.8 h a に対し、実績 15.3 h a であり、達成率 196%となっています。

8 月～9 月に実施した利用状況調査や広報活動による啓発などにより、遊休農地の解消に効果を発揮していると考えています。

次のページ「違反転用への適正な対応」につきましては、

農地利用状況調査や、農業委員の皆さんによる農地パトロールなどにより違反面積の増加はありませんでした。

23 ページから 24 ページにかけて「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について記載してあります。

1 の農地法第 3 条に基づく許可事務につきましては、年間処理件数 36 件

2 の農地転用に関する事務につきましては、年間処理件数は 38 件で、いずれも問題なく処理されています。

3 の農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、管内 23 法人中、5 法人から報告書が未提出でした。

4 の情報の提供等のうち、賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象件数 254 件、公表時期は平成 30 年 3 月、情報の提供方法は、市のホームページに掲載、広報誌へのチラシ折り込みを実施しています。

農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象件数は 1,740 件、取り

まとめ時期は平成 30 年 3 月、情報提供は実施していません。

農地基本台帳の整備につきましては、整備対象農地面積 2,003.78 h a で権利移動の入力、利用状況調査の入力をおこなっています。

次のページの「地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処方法」につきましては、特にありませんでした。

「事務の実施状況の公表等」につきましては、総会議事録と活動計画の点検・評価についてHPで公表しています。

以上で平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第 5 号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 5 号議案第 27 号平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明いたします。議案書の 26 ページからになります。

1 の農業委員会の状況につきまして農家・農地等の概要と農業委員会の現在の体制を記載してあります。

次のページの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、農業経営基盤強化促進法によるメリット等を説明し、利用権設定の締結を勧めるなど集積化を図っていこうとするものです。目標を 27.5 h a 増の 1,028 h a と設定しています。

Ⅲの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、狭小農地をまとめるなど農地の集約を図るとともに、農政課・農協など関係機関と連携し情報提供を行っていきます。

次のページ「遊休農地に関する措置」につきまして

現状は 30 年 3 月現在、管内農地面積 1,682.9 h a のうち遊休農地面積が 112.9 h a、6.71%を占めています。今年度の目標を 17.64 h a と設定し遊休農地の解消を図っていこうとするものです。活動計画は昨年度と同じ内容を考えています。

次の「違反転用への適正な対応」につきましては、これまで同様、農地パトロールや広報による周知を継続し違反転用防止に努めようとするものです。

以上、「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案」についての説明

を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前10時05分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 篠原 正

会議録署名委員 俵積田 正康